

日本建築学会北海道支部総務委員会規定

日本建築学会北海道支部
2001年3月22日制定
2014年8月19日改正

第1条(目的・名称)

支部事務局の運営業務および経理の管理を行うために常議員会の下に総務委員会(以下、委員会)を設置する。

第2条(組織)

委員会は次の委員をもって構成する。委員の任命・解任は支部長が行う。
原則として(1)常議員2名、(2)常議員経験者1名、(3)必要に応じて支部長または総務委員長が推薦したもの

第3条(委員長)

委員会には委員長1名をおき、支部長が任命する。

第4条(任期)

第2条(1)による委員は役職の在任期間とし、(2)(3)による委員は原則として任期を定めない。

第5条(運営)

委員会は委員長が召集して開き、次の事項を取り扱う。

- (1) 事務局の業務管理に関すること
- (2) 毎月の経理状況に関すること
- (3) その他の事務局運営に関すること

第6条(権限)

委員会の決定事項は必要に応じ常議員会の承認を受けることとする。

付則

1. この規定は2001年4月1日より施行する。
2. この規定は2014年8月19日より施行する